

土木建設工事の施工業者の皆さんへ

羽曳野市生活環境部環境衛生課

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を行う場合、騒音や振動の規制を受けます。工事元請業者の方は、周辺の生活環境の保全に努めると共に“**特定建設作業実施届出**”を**作業開始の7日前までに提出**して下さい。なお、工事が長期に及ぶ場合は、3カ月をめぐりに分割して届け出て下さい。

1. 指定地域とは

工事の実施に制限が設けられる地域で、羽曳野市は市内全域が指定地域に定められています。

2. 特定建設作業とは

建設作業の内、騒音規制法・振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた作業をいいます（裏面参照）。但し、作業がその作業を開始した日に終わるものは届出が不要です。

3. 特定建設作業実施届出書の記入に当たっての注意

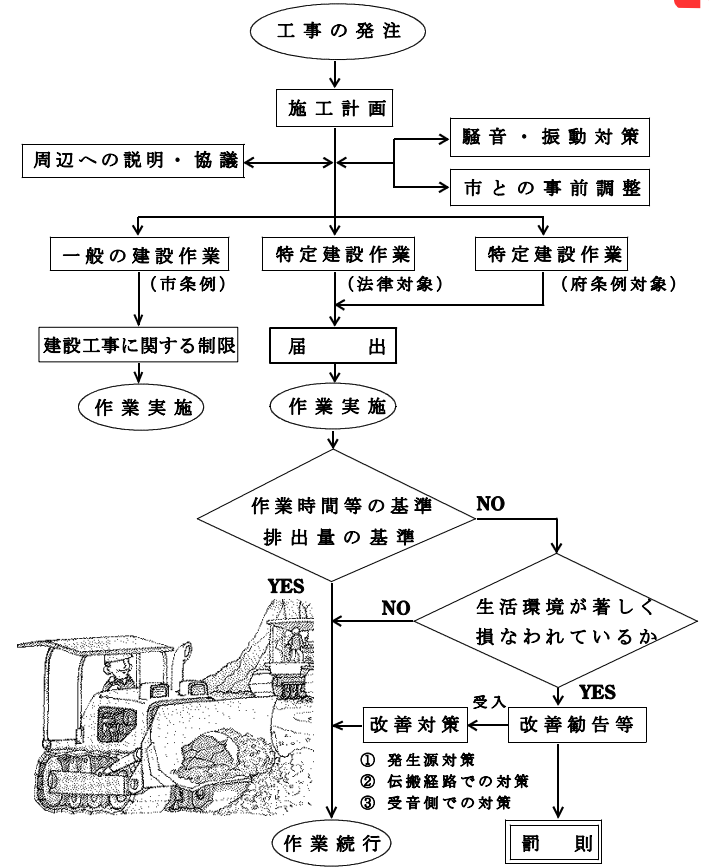
- ㉠ 届出者の欄は、会社代表者や支店長など、請負に当たって責任を負う者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記入し、代表者印を捺印して下さい。
- ㉡ 建設工事の名称の欄は、「〇〇ビル新築工事」など、工事名称を記載して下さい。
- ㉢ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類の欄は、㉡を補足する具体的概要を記入下さい。
- ㉣ 特定建設作業の種類は、別表1(1)及び1(2)（裏面参照）の該当する作業名を記入して下さい。複数の作業を伴う場合は、別表の作業毎に申請書を作成して下さい。
- ㉤ 掘削機は製造社名・形式・エンジン定格出力（KW）を、削岩機は機種名や手持ち式であるか否かを、それぞれ明記して下さい。
- ㉦ 特定建設作業の実施の期間の欄は、全工期中、特定建設作業の延実施日数を記入して下さい。
- ㉧ 騒音・振動の防止方法の欄は、具体的な対策内容を記入して下さい。（例えば、防音塀を設置する場合は、高さ・厚さ・材質なども併記して下さい。）
- ㉨ 付近見取り図（工事場所から約80m程度の範囲）を添付し、目標物、資材搬入出経路、防音設備、保安員の配置など参考事項があれば記入して下さい。
- ㉩ 特定建設作業を含む工事の作業別工程を棒グラフ等で示した資料を添付して下さい。
- ㉪ 必要な添付書類（大きさはA4版）を添え、正（市保管用）と写（申請者返却用）合計2部を環境衛生課（本館・2階）に提出して下さい。なお、写は1週間以内にお返しします。

建設作業に関する規制など…

特定建設作業は、排出基準のほか、作業時間や作業日にも制限があります。（裏表参照）建設作業を行う際は、事前に工期など近隣者へ説明するなど、**付近住民と合意形成できる工夫**をお願いします。（例えば現場事務所に専用電話を設置するなど有効な対策です。）建物の解体・改造・補修工事を行う場合は、建材中のアスベスト製品の事前調査が義務づけられており、アスベスト製品の有無にかかわらず調査結果を開示する標識の設置が必要です。



建設工事の規制手順等



十分な事前対策で安心施行を!!

※ **ご利用ください…!!**

申請用紙は次のホームページからも入手できます。
<http://www.city.habikino.osaka.jp/>

アスベスト調査に関しては、次を参考にしてください。
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/taiki/asbestos/>